

■申告相談についてよくある質問■

Q 1) 昨年、会社を退職して失業給付を受けましたが給付額を申告する必要がありますか？

A 1) 雇用保険法による失業給付については、非課税となり給付額は申告する必要はありません。原則として、個人の1年間に生じたすべての所得に対して課税されますが、所得のうちには、社会政策的観点や課税技術上の要請から課税されないものがあり、これを非課税所得といいます。

主な非課税となる所得は①傷病賜金、遺族恩給、遺族年金②雇用保険法の失業給付③更正年金保険法の遺族年金④労働者災害補償保険法の保険給付⑤生活保護法により支給される保護金品⑥災害弔慰金の支給に関する法律により支給を受ける災害弔慰金⑥児童福祉法、児童手当法により支給される手当等が主な非課税となる所得です。

Q 2) 妻がパートで働いていますが、妻の給料がいくらまでなら配偶者控除を受けられますか？

A 2) パートによる年収が103万円(合計所得金額が38万円)以下であれば配偶者控除を受けることができます。

また、配偶者の年収が103万円超141万円未満であれば配偶者特別控除の適用が受けられます。(金額により控除額が変わります)

なお、青色事業専従者や事業専従者である配偶者は配偶者控除の対象となりません。

Q 3) 扶養控除の範囲について教えてください

A 3) ※生計を一にしており年間の年収が103万円(合計所得金額が38万円)以下である子供や両親などの家族(6親等内の

血族、3親等内の姻族)を養っている人は、扶養控除の適用を受けることができます。扶養控除は、平成21年12月31日現在の家族の年齢・障害の有無・同居の有無によって異なりますので注意してください。

Q 4) 家族が掛かった医療費をまとめて申告したいのですが？

A 4) 医療費控除は、本人または生計を一にする親族が平成21年1月1日から12月31日まで払った医療費が対象となります。よって※生計を一にしていれば医療費をまとめて申告することが出来ます。但し、すべてが医療費控除の対象となるわけではありません。例えば、領収書にかかれていても日用消耗品費や文書料・クリーニング代等直接治療のために必要とはいえないものは対象外となります。

なお、控除は受ける際は、給与所得者であれば会社から発行される源泉徴収票・年金受給者の方は、日本年金機構等から発行される公的年金等の源泉徴収票と医療機関からの領収書(原本)が必要となります。

医療費控除の対象となる金額は、総所得金額等が200万円以上の人は医療費が10万円を超えた場合、総所得金額等が200万円以下の人は医療費が総所得等×5%を超えた場合に該当となります。また、健康保険組合や生命保険などから医療費の補てんされた場合は、差し引いて計算するようになります。例えば、高額療養費、出産育児一時金、入院給付金、高額介護サービス費、損害保険・損害賠償金や生命保険による補てん等が該当するでしょう

※生計を一にするとはいっしょに暮らしている家族はもちろん生活費を送金していれば生計を一にしていると認められるでしょう。

例) 離れて暮らしている両親や親元を離れて学校に通学している人などに送金している場合

問 東金税務署 ☎(52) 3 1 2 1 課税課 ☎(80) 1 2 8 1

◆対象施設および利用料金

※自転車・原動機付自転車合計台数

名称(位置)	自転車		原動機付自転車及び普通自動二輪車 (125cc以下に限る)	
	駐車料金(1月につき1台)	収容台数	駐車料金(1月につき1台)	収容台数
成東駅前第1自転車等駐車場 (和田396番地6)	市内利用者300円 (学生の場合200円)	400台	市内利用者400円 (学生の場合300円)	10台
日向駅前第1自転車等駐車場 (椎崎269番地7外)	市外利用者600円 (学生の場合400円)	271台	市外利用者800円 (学生の場合600円)	65台
成東駅前第2自転車等駐車場 (津辺296番地8)			市内利用者700円 (学生の場合500円)	45台
日向駅前第2自転車等駐車場 (椎崎296番地5)			市外利用者1,400円 (学生の場合1,000円)	
	市内利用者50円 市外利用者100円	200台(※)	市内利用者50円 市外利用者100円	200台(※)

平成22年度
有料自転車等駐車場の利用者の募集
成東駅及び日向駅前の有料自転車等駐車場を利用される方を次のとおり募集します。

◆募集期間 2月10日(水)から3月10日(水)

◆応募の方法 「山武市自転車等駐車場利用登録申請書」に記入のうえ、持参または郵送してください。

●電話での申請は受付できません。

●利用登録申請書は市民課市民生活係または各出張所窓口にあります。

(市ホームページからダウンロード可)

●利用申請は一人1台に限ります。

◆提出先

市民課市民生活係または各出張所窓口

◆持参の場合

●学生の方は、学生証または入学許可候補内定通知等を提示

◆郵送の場合

●3月10日(水)必着

●学生の方は、学生証または入学許可候補内定通知等の写しを添付

◆利用の承認等

(1) 有料駐車場の利用申請が収容台数を

超えた場合は、抽選により決定しま

す。抽選の結果は、山武市役所本庁

舎一階ホールに提示します。

(2) 利用の承認、不承認については、利用

申請を行った全ての方に通知します。

◆申・問

〒289-1392 山武市役所市民課市民生活係

電話 ☎(80) 1 2 7 1